

令和3年度 第11回 機械流通委員会議事録

開催日時 令和3年12月14日(火) 午後3時30分から

開催場所 Zoom 及び東北遊商事務局会議室

第1号議案 サミーグループ製ぱちんこ遊技機の設置外遊技機の部品供給及びくぎ確認シートの入手に関する件

令和3年12月14日、サミー(株)仙台支店長 田代史孝氏が組合事務局へ来訪され、サミーグループが11月末で1次代理店を廃止したことに伴い、同グループ製ぱちんこ遊技機の設置外遊技機の部品供給及びくぎ確認シートの入手方法等について、今後の取り扱い等の詳細説明がなされた。

- (1) 設置外遊技機の部品供給については、1次代理店であった中から2社程度を選択し、受注発注をこれまで同様取り次いでいただく予定である。運用の流れは、書類作成販社は「選択した販社(2社)へ」発注をお願いしたい。

なお、取り次ぐ部品代行店は、確定しだい連絡をする。

- (2) くぎ確認シートの入手については、直接ホール様からサミー社へ注文いただく対応に変更はない。

しかし、上記(1)・(2)について取り次ぐ部品代行店確定後、改定があるかもしれないので、その際は逐次連絡をする。

同席された機械流通委員より、くぎ確認シートの入手について、ホールからの依頼の後、納品先をホールもしくは設置作業を委託された販社、いずれかを選択できる対応方法にならないか要望が伝えられ、(田代支店長)社へ持ち帰り協議結果を上記と併せ報告すると回答をいただいた。

第2号議案 全商協・中古遊技機流通健全化に関する規約改正(案)に関する件

全商協より、中古遊技機流通健全化に関する規約を改正するにあたり、原案叩き台が12月10日に送付させた。

本件について、12月21日(火)開催全商協機械流通委員会において討議するにあたり、叩き台(案)と各地区遊商における規約との内容を照合し、委員会前までに叩き台(案)に対する意見等の集約を依頼したことに伴い、詳細が確認された。

討議の結果は次頁のとおりで、12月15日(水)全商協へ報告する。

中古遊技機流通健全化に関する全商協規約改正(案)について
 東北遊商機械流通委員会における討議結果報告

<対照表>

訂正(案)及び確認	改正(案)
<p>(用語の定義)</p> <p><u>次条次条第1項の…</u></p> <p>「提案」</p> <p>次条第3条は、販売業者と取扱主任者についてが一緒になっているので、別項を設けた方が意義が重複しないのではないのでしょうか。</p> <hr/> <p><u>次条次条第2項の基準を満たし、第5条により全商協に中古機流通事業に従事する者として登録された者をいう。</u></p> <p>「確認」</p> <p>また、<u>中古機流通事業従事者研修に関する実施要領</u>とは何かを開示していただきたい。</p> <p>「提案」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次条第3条第7項にも「研修」が要件として記載してあるが、本条研修との関係、体系はどうなのかと思う。 ・どちらかに統合して規定した方がよいのではないか。 	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規約において販売業者とは、遊技機販売業者登録に関する規程(平成6年一般社団法人日本遊技関連事業協会(以下「日遊協」という。)規程第1号(以下「登録規程」という。)第7条に規定する登録販売業者であって、<u>次条の基準を満たし、第4条により全商協に中古機流通事業者として登録された者をいう。</u></p> <hr/> <p>2 この規約において取扱主任者とは、遊技機取扱主任者に関する規程(平成16年日遊協規程第1号、以下「主任者規程」という。)第2条第1項に規定する遊技機取扱主任者であって、販売業者本人及び販売業者と期間の定めのない雇用契約をしている専従の正規雇用者並びに販売業者が法人である場合にはその役員のうち、<u>全商協が定める中古機流通事業従事者研修に関する実施要領による技能研修を修了し、次条の基準を満たし、第5条により全商協に中古機流通事業に従事する者として登録された者をいう。</u></p>
<p>(登録基準)</p> <p><u>2 (6)</u> 取扱主任者は・・・</p> <p>「提案」</p> <p>第3条は販売業者と取扱主任者についてが一緒になっているので、<u>(6)～(9)を別項(第2項として)を設けた方が</u>意義が重複しないのではないのでしょうか。</p>	<p>(登録基準)</p> <p>第3条 全商協は・・・</p> <p><u>(6)</u> 取扱主任者は、中古機流通事業者または中古機流通事業者の役員、もしくは、中古機流通事業者と期限の定めのない雇用契約に基づく専従の正規従業者であること。</p> <p><u>(7)</u> 取扱主任者は、全商協が指定する取扱主任者実技等研修(試験)において、遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができると認められた者であること。</p> <p><u>(8)</u> 取扱主任者は、日遊協から主任者規程第15条第</p>

	<p>1項の規定により認定の効力を停止されたことある場合は、その期間が終了していること。</p> <p>(9) 取扱主任者は、日遊協から主任者規程第15条第1項の規定により認定を取消されたことがある場合は、その取消の日から起算して5年を経過していること。</p>
<p>(中古機流通事業者登録申請)</p> <p>「確認」</p> <p>倉庫、保管場所の一時的な保管場所は除くについての定義は何かを伺いたい。</p>	<p>(中古機流通事業者登録申請)</p> <p>第4条 中古機・・・</p> <p>(5) 倉庫、保管場所を利用している場合は、その届出(一時的な保管場所は除く。)</p>
<p>(中古機流通事業従事者登録申請)</p> <p>健康保険者証の写し <u>健康保険被保険者証(写)又は健康保険被保険者資格証明書(写)・・・</u></p> <p>「提案」</p> <p>新規取扱主任者講習会への申請提出期日があり、健康保険被保険者証(写)発行に時間を要することにより、健康保険被保険者資格証明書(写)を用いることを追記いただきたい。</p>	<p>(中古機流通事業従事者登録申請)</p> <p>第5条 中古機・・・</p> <p>(3) 登録者本人の健康保険者証の写し(但し、保険者番号を黒塗りしていないものは不可とする。)</p>
<p>(登録申請制限)</p> <p>「確認」</p> <p>代表者が不慮の事故や病気等で、どうしても避けられない状況の場合の柔軟に対応する特例措置は無いのだろうか。</p>	<p>(登録申請制限)</p> <p>第7条 次の各号の・・・</p> <p>(4) 代表者が当該社の取締役として5年以上若しくは当該社の従業員として5年以上の経歴を有していない場合</p>
<p>(中古機流通システム)</p> <p>明記の有無は判断しかねる。</p> <p>「明記する場合の提案」</p> <p>2 QRシステムとは、ぱちんこ遊技機のQRコードを読み取り、本人確認を行った上で、本人確認を行った<u>上で、ぱちんこ遊技機のQRコードを読み取り、申請書類を作成するシステムである。</u></p>	<p>(中古機流通システム)</p> <p>【この項目を全商協規約に定める必要があるのか?】</p> <p>第〇条 機歴管理システムとは、ぱちんこ遊技機の中古移動の履歴を管理するシステムである。</p> <p>2 QRシステムとは、ぱちんこ遊技機のQRコードを読み取り、本人確認を行った上で、申請書類を作成するシステムである。</p>

以上

叩き台（案）

中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約

（趣 旨）

第1条 この規約は、全国遊技機商業協同組合連合会（以下「全商協」という。）及び全商協を構成する地区遊技機商業協同組合（以下「地区遊商」という。）並びに販売業者及び取扱主任者が、中古遊技機流通健全化要綱（以下「要綱」という。）第3章に規定する業務等を適切に実施するために必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この規約において販売業者とは、遊技機販売業者登録に関する規程(平成6年一般社団法人日本遊技関連事業協会(以下「日遊協」という。)規程第1号(以下「登録規程」という。)第7条に規定する登録販売業者であって、**次条の基準を満たし、第4条により全商協に中古機流通事業者として登録された者をいう。**

2 この規約において取扱主任者とは、遊技機取扱主任者に関する規程(平成16年日遊協規程第1号、以下「主任者規程」という。)第2条第1項に規定する遊技機取扱主任者であって、販売業者本人及び販売業者と期間の定めのない雇用契約をしている専従の正規雇用者並びに販売業者が法人である場合にはその役員のうち、**全商協が定める中古機流通事業従事者研修に関する実施要領による技能研修を修了し、次条の基準を満たし、第5条により全商協に中古機流通事業に従事する者として登録された者をいう。**

（登録基準）

第3条 全商協は、中古機流通事業者及び中古機流通事業従事者として登録しようとする者が、**次の各号の基準にすべて該当すると認めるときは、登録を承認する。**

- (1) 中古機流通事業者は、登録規程第7条の規定により遊技機販売業者として登録されていること。
- (2) 中古機流通事業者は、取扱主任者の指導・監督を適切に行うことができること。
- (3) 中古機流通事業者が提出する第4条第1項各号に規定する書類等に不備や偽りがないこと。
- (4) 中古機流通事業者は、本規約及び所属地区遊商から権利の停止処分を受け、又は日遊協から登録規程第13条第1項の規定により登録の効力を停止されている場合は、その期間が終了していること。
- (5) 中古機流通事業者は、第14条第1項の規定により登録の取消し処分を受けたことがある場合は、その処分を受けた日から起算して5年を経過していること。また、日遊協から登録規程第13条第1項の規定により登録を取消されたことがある場合は、その取消の日から起算して5年を経過し、適正に事業ができると判断できること。

- (6) 取扱主任者は、中古機流通事業者または中古機流通事業者の役員、もしくは、中古機流通事業者と期限の定めのない雇用契約に基づく専従の正規従業者であること。
- (7) 取扱主任者は、全商協が指定する取扱主任者実技等研修（試験）において、遊技機の点検及び取扱いを適正に行うことができると認められた者であること。
- (8) 取扱主任者は、日遊協から主任者規程第 15 条第 1 項の規定により認定の効力を停止されたことある場合は、その期間が終了していること。
- (9) 取扱主任者は、日遊協から主任者規程第 15 条第 1 項の規定により認定を取消されたことがある場合は、その取消の日から起算して 5 年を経過していること。
- (10) 組合員及び取扱主任者は、健全な中古遊技機流通を阻害するおそれのない者であること。
- (11) 倉庫を利用している場合は、届出をしていること。

（中古機流通事業者登録申請）

第 4 条 中古機流通事業者として登録を申請するにあたり、次に掲げる書類を所属地区遊商に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (2) 遊技機販売業者登録証の写し
- (3) 誓約書
- (4) 古物商許可証の写し

(5) 倉庫、保管場所を利用している場合は、その届出（一時的な保管場所は除く。）

2 地区遊商は、提出された書類を確認し、登録の要件が調っていると判断した場合、全商協に対して中古機流通事業者の登録が相当である旨、全商協に報告する。

3 全商協は、前項の報告を受け、第 3 条の登録基準を満たしていると判断した場合、中古機流通事業者として登録する。

（中古機流通事業従事者登録申請）

第 5 条 中古機流通事業に従事する者として登録を申請するにあたり、次に掲げる書類を所属地区遊商に提出しなければならない。

- (1) 遊技機取扱主任者届出・誓約書
- (2) 遊技機取扱主任者証の写し
- (3) 登録者本人の健康保険者証の写し（但し、保険者番号を黒塗りしていないものは不可とする。）
- (4) 登録者本人の顔写真またはデータ（3 ヶ月以内に撮影したものに限る。）

2 地区遊商は、提出された書類を確認し、登録の要件が調っていると判断した場合、全商協に対して中古機流通事業従事者の登録が相当である旨、全商協に報告する。

3 全商協は、前項の報告を受け、第 3 条の登録基準を満たしていると判断した場合、中古機流

通事業従事者として登録する。

(登録申請の変更)

第6条 中古機流通事業者は、年に1回登記事項を報告しなければならない。

2 中古機流通事業者は、登記事項に変更があった場合には、その都度、所属地区遊商に変更事項を届出なければならない。

3 中古機流通事業従事者は、住所、氏名に変更があった場合には、変更後の遊技機取扱主任者証の交付を受けてから1週間以内に変更後の遊技機取扱主任者証の写しを添付して届出なければならない。

(登録申請制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を申請することができない。ただし、地区遊商の定款(相続加入)の規定により組合員になった者は、第3号及び第4号は適用しない。

(1) 原則として、資本金の額又は出資の総額が1億円を超え若しくは常時使用する従業員の数が100人を超える事業者及びその子会社並びにそれらの関連会社等

(2) 遊技場営業者及びその関係者等

(3) 組合地区内において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に定める営業のうち、ぱちんこ営業に用いるぱちんこ遊技機及びその部備品の販売経歴を3年以上有していない場合。ただし、法人組合員の場合は、代表者の販売経歴をいい、代表者が従業員として従事していた期間を含むものとする。

(4) 代表者が当該社の取締役として5年以上若しくは当該社の従業員として5年以上の経歴を有していない場合

(5) 組合指定の誓約書を提出しない者

(6) 法人組合員にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者(相談役、顧問その他いかなる名称を用いているか否かを問わず、これらと同等以上の支配力を有する者)が第2号に該当する場合

(7) 地区遊商において、法令等に違反しない限度にて上記条件以上の条件を付すことは可能とする。

(中古機流通事業者)

第8条 中古機流通事業者は、中古機流通協議会において定めた中古遊技機流通健全化要綱、同中古遊技機取扱業務実施要領及び本規約、全商協において定めた中古遊技機流通事業従事者技能研修実施要領その他関連規程を遵守し、中古遊技機(以下「中古機」という。)の型式の同一性を担保し、健全な中古遊技機流通を行うため、所属する取扱主任者に中古遊技機の取扱業務を統括管理させ、取扱主任者により提出された保証書を受領し、所属する地区遊商に対して第13条第5項の打刻を受けなければならない。

(中古機流通事業従事者)

第9条 中古機流通事業従事者は、主任者規程第11条に定める業務を適正に行い、中古機の点検及び取扱いを適正に行い、所属する販売業者に保証書を提出しなければならない。

(円滑・適正流通の確保)

第3条第10条 地区遊商は相互に協力し、中古遊技機(以下「中古機」という。)-の流通が全国的に円滑かつ適正に行われるよう努めなければならない。

2 要綱第4条第2項の規定に基づき、全商協は遊技機製造業者団体から、情報が提供された場合は、地区遊商へ情報の共有を行わなければならない。

(確認証紙の交付)

第4条第11条 全商協は地区遊商に対して、要綱第15条第1項の規定に基づき発行する確認証紙を同条第2項の目的のために販売業者に交付する業務を委任し、地区遊商は販売業者の申請に応じこれを交付する。

2 地区遊商は、毎月10日までに前月分の証紙代を納入する。

(確認証紙の管理)

第5条第12条 確認証紙には、年度ごとの全国一連番号等を明記する。

2 全商協は、地区遊商の申請に基づき、確認証紙を本規約第4-11条の交付のために予め交付する。

3 全商協は、地区遊商における確認証紙の交付状況を電磁的記録方法(以下「機歴管理システム」という。)により、交付した販売業者、交付日、交付枚数等を入力させ一括管理する。

(中古機流通システム) 【この項目を全商協規約に定める必要があるのか?】

第〇条 機歴管理システムとは、ぱちんこ遊技機の中古移動の履歴を管理するシステムである。

2 QRシステムとは、ぱちんこ遊技機のQRコードを読み取り、本人確認を行った上で、申請書類を作成するシステムである。

(書類の管理、発給等)

第6条第13条 販売業者は、中古機を営業所又は販売業者から買い取ったとき、若しくは他営業所への移動依頼を受けたときは、当該中古機に係る次の各号の書類を営業所又は販売業者から受領し、中古遊技機売買契約書又は中古遊技機移動同意書とともに保管する。

(1) 検定通知書(甲)の写し及び製造業者発行の保証書の写し

(2) 当該中古機の移動が2回目以降の場合にあっては、第5項の規定により中古機流通協議会印が打刻された書類(以下「打刻書類」という。)の写し

(3) 取扱説明書

- (4) 変更承認申請/変更届出撤去遊技機明細書(副)の写し(中古遊技機取扱業務実施要領(以下「実施要領」という。)別記様式第1号)
- (5) 中古遊技機確認書(実施要領別記様式第2号)
- 2 販売業者は、打刻書類の発給を地区遊商に申請する際、前項に基づく保管書類(第3号を除く。)を添付する。
- 3 地区遊商は、前項により提出された書類のうち、必要と認められる書類を保管する。
- 4 販売業者は、第1項第1号及び第3号に規定する書類を営業所から受領できず、又は地区遊商に保管されていないときは、所属している地区遊商を通じ、当該書類の発給を当該遊技機の製造業者に依頼する。
- 5 地区遊商は、要綱第13条第1項の規定に基づき、営業所による営業許可又は変更承認の申請書に添付する書類を販売業者に発給するときは、申請内容、点検内容が適正であることを確認し、適正であると判断した場合、全商協が指定する表紙を付して中古機流通協議会印を打刻する。(打刻とは、要綱第13条第1項に定める書類を全商協が指定する表紙で綴じた書類に中古機流通協議会所定の穿孔印を穿孔することをいう。)
- ただし、中古機の設置先営業所が他の地区遊商の管内に所在するときは、当該地区遊商に打刻を依頼する。
- 6 販売業者は、第4項又は前項の規定により必要書類を受給したときは、所属地区遊商に所定の手数料を支払う。
- 7 地区遊商は、打刻書類の発給に当たり、当該中古機の移動履歴に関わる事項を機歴管理システムに入力・管理し、流通の経過を掌握する。

(除名等の処分)

- 第7条第14条 地区遊商は、次の各号のいずれかの行為が判明したときは、当該販売業者に対し、定款に基づく除名、又は次項に定める登録の取消し若しくは権利の停止処分を行うものとする。
- (1) 登録規程第13条第1項第3号、第6号又は第7号に該当する行為
- (2) 主任者規程第15条第1項第3号又は第4号に該当する行為
- (3) 要綱及び実施要領の規定に反する行為
- (4) 地区遊商において定める規約等に反する行為
- (5) 遊技機製造業者の業務委託に関する規程(平成28年2月1日日本遊技機工業組合規程第4号、日本電動式遊技機工業協同組合第38号)第20条による処分を受けたとき。
- 2 前項の処分のうち登録の取消しは、地区遊商の理事会の議決により、第2条第1項の登録を取り消すことをいい、取消し処分を受けた販売業者は、処分を受けた日から起算して3年を経過する日まで登録を申請することができない。権利の停止は6月以内の期間を定め、第4条第1項に規定する確認証紙の交付及び打刻書類の発給を受ける権利を停止することをいう。処分の量定基準は、全商協が別に定める。

- 3 地区遊商は、第1項の処分を行うに当たり、その量定等について、各地区遊商理事長で構成する全商協組織委員会の確認を受けなければならない。
- 4 地区遊商は、第1項各号の行為に対する調査を行うに当たり、関係する販売業者、取扱主任者等から事情を聴取するとともに、必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 販売業者は、第1項の規定により処分を受けた販売業者に所属していた取扱主任者等を第2条第2項に規定する取扱主任者として登録しようとするときは、所属する当該地区遊商の理事会の承認を受けなければならない。

(報告)

- 第8条第15条 地区遊商は、第7-14条第1項の処分を決定したとき、若しくは処分の取り消し又は変更しようとするときは、速やかにその処分内容を全商協に報告しなければならない。
- 2 全商協は、前項の報告内容を精査・確認し、その概要を日遊協及び中古機流通協議会に報告する。

(地区遊商規約)

- 第9条第16条 地区遊商は、本規約を実施するために必要な事項に関する規約を定める。
- 但し、規約を定める場合又は変更する場合は、あらかじめ全商協理事会の確認を得て、制定し、報告するものとする。

(準用)

- 第10条第17条 本規約は、遊技機の認定申請に関わる業務に準用するものとする。

(補則)

- 第11条第18条 本規約の運用に関し疑義が生じたときは、全商協の理事会において協議し、決定する。

附則、叩き台のため省略

以上